

議案第 67 号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。

別表第2第52項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表第53項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表第66項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表第67項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同表第69項事務の種別の欄中「第5項」を「第7項」に改め、「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項手数料の名称の欄中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同項金額の欄ア(ア)中「13,000円」を「13,000円 建築を伴わない場合 13,000円」に改め、同項金額の欄ア(イ)a中「25,000円」を「25,000円 建築を伴わない場合 25,000円」に改め、同項金額の欄ア(イ)b中「42,000円」を「42,000円 建築を伴わない場合 42,000円」に改め、同項金額の欄ア(イ)c中「78,000円」を「78,000円 建築を伴わない場合 78,000円」に改め、同項金額の欄ア(イ)d中「118,000円」を「118,000円 建築を伴わない場合 118,000円」に改め、同項金額の欄ア(イ)e中「173,000円」を「173,000円 建築を伴わない場合 173,000円」に改め、同項金額の欄ア(イ)f中「300,000円」を「300,000円 建築を伴わない場合 300,000円」に改め、同項金額の欄ア(イ)g中「386,000円」を「386,000円 建築を伴わない場合 386,000円」に改め、同項金額の欄ア(イ)h中「451,000円」を「451,000円 建築を伴わない場合 451,000円」に改め、同項金額の欄イ(ア)中「85,000円」を「85,000円 建築を伴わない場合 85,000円」に改め、同項金額の欄イ(イ)a中「194,000円」を「194,000円 建築を伴わない場合 194,000円」に改め、同項金額の欄イ(イ)b中「306,000円」を「306,000円 建築を伴わない場合 306,000円」に改め、同項金額の欄イ(イ)c中「599,000円」を「599,000円 建築を伴わない場合 599,000円」に改め、同項金額の欄イ(イ)d中「1,068,000円」を「1,068,000円 建築を伴わない場合 1,068,000円」に改め、同項金額の欄イ(イ)e中「1,832,000円」を「1,832,000円 建築を伴わない場合 1,832,000円」に改め、同項金額の欄イ(イ)f中「3,384,000円」を「3,384,000円 建築を伴わない場合 3,384,000円」に改め、同項金額の欄イ(イ)g中「4,832,000円」を「4,832,000円 建築を伴わない場合 4,832,000円」に改め、同項金額の欄イ(イ)h中「5,919,000円」を「5,919,000円 建築を伴わない場合 5,919,000円」に改め、同表第71項事務の種別の欄中「長期優良住宅建築等計画」の次に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同項手数料の名称の欄中「長期優良住宅建

築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、同項金額の欄ア(ア)中「6,500円」を「6,500円 建築を伴わない場合 6,500円」に改め、同項金額の欄ア(イ)a中「12,500円」を「12,500円 建築を伴わない場合 12,500円」に改め、同項金額の欄ア(イ)b中「21,000円」を「21,000円 建築を伴わない場合 21,000円」に改め、同項金額の欄ア(イ)c中「39,000円」を「39,000円 建築を伴わない場合 39,000円」に改め、同項金額の欄ア(イ)d中「59,000円」を「59,000円 建築を伴わない場合 59,000円」に改め、同項金額の欄ア(イ)e中「86,500円」を「86,500円 建築を伴わない場合 86,500円」に改め、同項金額の欄ア(イ)f中「150,000円」を「150,000円 建築を伴わない場合 150,000円」に改め、同項金額の欄ア(イ)g中「193,000円」を「193,000円 建築を伴わない場合 193,000円」に改め、同項金額の欄ア(イ)h中「225,500円」を「225,500円 建築を伴わない場合 225,500円」に改め、同項金額の欄イ(ア)中「42,500円」を「42,500円 建築を伴わない場合 42,500円」に改め、同項金額の欄イ(イ)a中「97,000円」を「97,000円 建築を伴わない場合 97,000円」に改め、同項金額の欄イ(イ)b中「153,000円」を「153,000円 建築を伴わない場合 153,000円」に改め、同項金額の欄イ(イ)c中「299,500円」を「299,500円 建築を伴わない場合 299,500円」に改め、同項金額の欄イ(イ)d中「534,000円」を「534,000円 建築を伴わない場合 534,000円」に改め、同項金額の欄イ(イ)e中「916,000円」を「916,000円 建築を伴わない場合 916,000円」に改め、同項金額の欄イ(イ)f中「1,692,000円」を「1,692,000円 建築を伴わない場合 1,692,000円」に改め、同項金額の欄イ(イ)g中「2,416,000円」を「2,416,000円 建築を伴わない場合 2,416,000円」に改め、同項金額の欄イ(イ)h中「2,959,500円」を「2,959,500円 建築を伴わない場合 2,959,500円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2第69項及び第71項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

令和4年8月31日提出

久喜市長 梅 田 修 一

提案理由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。